

平成19年（行ウ）第474号 分限免職処分取消請求事件

原告 疋田哲也

被告 東京都

原告準備書面（8）

2010年（平成22年）1月8日

東京地方裁判所民事第11部 御中

原告 疋田哲也 印

上記訴訟代理人弁護士 津田玄児 印

同 福島晃 印

平成21年12月25日付けの裁判所からの求釈明に対して、以下のとおり主張の整理を行なう。

第1 「不適切」（地方教育行政法47条の2、指導力不足）事案でない、不適格事案の本件において、文科省ガイドラインを引用して手続違反の主張を行なった意味について

1 「不適切」（地方教育行政法47条の2）と不適格（地公法28条1項3号）の関係について

地方公務員法上の分限免職事由としては、「不適切」（指導力不足）は不適格とは区別されておらず、地公法28条1項3号の「前

二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合」に括られている。

地公法上は、「不適切」（指導力不足）と「不適格」は区別されていない。

2 なお、地方教育行政法は平成16年1月11日に改訂施行されたものであり、更に、その後、同法に基づく指導力不足教員の取り扱いについてのガイドラインが作成されたところではある。

ただ、その一方で、「不適切」（指導力不足）以外の事由での「不適格」教員の取扱いについてのガイドラインは作成されておらず、従来と異なる取扱は定められていない。

3 確かに、地方教育行政法上の「不適切」（指導力不足）に原告のケースが該当するものではなく、その点では、本件は、甲203ないし206の文科省・東京都のガイドラインがストレートに該当するケースではないのかもしれない。

4 しかしながら、そもそも公務員の分限免職制度は、公務員を自由に解職できるための制度ではなく、「分限に相当する事由がなければ」「きちんとした手続に則らなければ」公務員は免職されないという、公務員の身分保障のための制度であることには争いが無い。

5 更に、教育公務員の特殊性（児童生徒の教育権を支えるための職務の特殊性・専門性。旭川学テ事件最高裁大法廷判決（昭和51年5月21日）が確認した「子どもの教育が教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ、その個性に応じて行われなければならないという本質的要請」）に鑑みるならば、教育公務員の分限免職処分にあたっては、その処分の発動はより慎重に行われなければならない（当然のことながら、昭和48年9月14日最高裁第二小法廷判決（分限降格に関する最高裁判例）の「要考慮事項の不考慮は

違法、考慮禁止事項の考慮も違法」という基準は遵守されることが大前提である。詳しくは次の準備書面で述べる。)。

6 したがって、本件にストレートに該当するケースではないものの、不適切教員（指導力不足）についてのガイドライン、特にガイドラインにおける最後の手段としての分限免職の位置づけは、指導力不足以外の分限免職の場合でも参考とされなければならない、少なくとも「不適切」教員（指導力不足）と同程度の手続保障を本件でも受けなければ、本件の分限免職処分は適法性を欠くものと考えべきである。

7 したがって、原告が引用した文科省等のガイドライン（甲203ないし206）はストレートに原告のケースに該当するものではないにしても、同じ教育公務員に対する地公法28条1項3号の分限免職を発動させるにあたって、手続的に最低限遵守されなければならない参考基準として主張したものである。

8 以上からすれば、文科省等のガイドライン違反は、「不適切」（指導力不足）事案ではない原告のケースにおいても、最低限の手続保障違反として、処分違法の事由となるものである。

以 上